

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第77号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和4年10月20日
規則第78号	さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	デジタル改革推進部	令和4年10月26日
規則第79号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	生 活 福 祉 課	令和4年10月26日
規則第80号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和4年10月26日
規則第81号	さいたま市農村広場条例施行規則の一部を改正する規則	見沼グリーンセンター	令和4年10月26日
規則第82号	さいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則の一部を改正する規則	見沼グリーンセンター	令和4年10月26日
規則第83号	失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年10月31日
規則第84号	さいたま市市営住宅条例施行規則及びさいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和4年10月31日
規則第85号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和4年11月1日
規則第86号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和4年11月2日
規則第87号	さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和4年11月2日
規則第88号	さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則	下 水 道 財 務 課	令和4年11月2日
規則第89号	さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	子育て支援政策課	令和4年11月21日
規則第90号	さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和4年12月7日
規則第91号	さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和4年12月7日
規則第92号	さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	みどり推進課	令和4年12月20日
規則第93号	さいたましみどりの条例施行規則の一部を改正する規則	みどり推進課	令和4年12月20日
規則第94号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和4年12月23日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第95号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和4年12月23日
規則第96号	さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第97号	さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第98号	さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第99号	さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第100号	さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第101号	さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第102号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月23日
規則第103号	さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月28日
規則第104号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月28日
規則第105号	さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及びさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和4年12月28日
規則第106号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和4年12月28日

さいたま市規則第77号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～ケ [略]							ア～ケ [略]						
コ 現金取扱員領収印							コ 現金取扱員領収印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2 <u>1</u> 9	[略]		さいたま市現金取扱員領収印	[略]			2 <u>1</u> 7	[略]	
[略]							[略]						
[略]							[略]						

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

さいたま市規則第78号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの
利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用
に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第3条、第5条関係）						別表第1（第3条、第5条関係）					
施設区分		施設名				施設区分		施設名			
[略]						[略]					
その他施設		[略]				その他施設		[略]			
		さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）第1条に規定するさいたま市子ども家庭総合センター						さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）第1条に規定するさいたま市子ども家庭総合センター			
		さいたま市農村広場条例（平成13年さいたま市条例第232号）第1条に規定するさいたま市農村広場									
		さいたま市大宮花の丘農林公苑条例（平成13年さいたま市条例第233号）第1条に規定するさいたま市大宮花の丘農林公苑									
別表第2（第9条関係）						別表第2（第9条関係）					
施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をす る日	抽選の 当選者 による 予約の 申込期 間	抽選後 の空き 施設に 係る予 約の申 込期間	施設区分	登録区分	抽選による申込期間	抽選をす る日	抽選の 当選者 による 予約の 申込期 間	抽選後 の空き 施設に 係る予 約の申 込期間
[略]						[略]					

その他施設	[略]						
	さいたま市子ども家庭総合センターを利用する場合						
	さいたま市農村広場を利用する場合	団体	市内	利用月の3月前1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の前日まで
		市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前1日から利用日の前日まで	
さいたま市大宮花の丘農林公苑を利用する場合	団体	市内	利用月の3月前1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の前日まで	
	市外	抽選による申込みなし。			利用月の2月前1日から利用日の前日まで		

別表第3 (第11条関係)

施設区分	帳票を使用する行為	帳票名
[略]		
屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設、コミュニティ施設及びその	[略]	

その他施設	[略]	
	さいたま市子ども家庭総合センターを利用する場合	

別表第3 (第11条関係)

施設区分	帳票を使用する行為	帳票名
[略]		
屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設、コミュニティ施設及びその	[略]	

他施設（さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場を除く。）		他施設（さいたま市子ども家庭総合センターを除く。）	
[略]		[略]	
その他施設（さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場に限る。）	[略]	その他施設（さいたま市子ども家庭総合センターに限る。）	[略]

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

さいたま市規則第79号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

様式第22号を次のように改める。

様式第 2 2 号 (第 1 1 条関係)

(表)

年 月 日

就労自立給付金申請書

さいたま市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏名

次のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)
		年 月 日 (歳)

(裏)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

本支店名 本店 ・ _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)

店番

--	--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の本支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第24号を次のように改める。

進学準備給付金申請書

さいたま市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）
本支店名 本店 ・ _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

店 番

--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
預金種類 普通預金 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）
口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

（右につめてご記載ください。）
(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の本支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 80 号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成 15 年さいたま市規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>様式第 1 号（第 1 条の 2 の 2 関係） 特例障害児通所給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>口座</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>フリガナ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>依頼</td> <td colspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>欄</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	口座	[略]		振込	フリガナ	[略]	依頼	口座名義人		欄	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します		<p>様式第 1 号（第 1 条の 2 の 2 関係） 特例障害児通所給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>口座</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>フリガナ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>依頼</td> <td colspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>欄</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	口座	[略]		振込	フリガナ	[略]	依頼	口座名義人		欄		
口座	[略]																								
振込	フリガナ	[略]																							
依頼	口座名義人																								
欄	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します																								
口座	[略]																								
振込	フリガナ	[略]																							
依頼	口座名義人																								
欄																									
<p>様式第 1 号の 12（第 1 条の 10 関係） 高額障害児通所給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>口座振替</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>依頼書</td> <td>フリガナ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	口座振替	[略]		依頼書	フリガナ	[略]		口座名義人			<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します		<p>様式第 1 号の 12（第 1 条の 10 関係） 高額障害児通所給付費支給申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>口座振替</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>依頼書</td> <td>フリガナ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	口座振替	[略]		依頼書	フリガナ	[略]		口座名義人				
口座振替	[略]																								
依頼書	フリガナ	[略]																							
	口座名義人																								
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します																								
口座振替	[略]																								
依頼書	フリガナ	[略]																							
	口座名義人																								

様式第18号（第12条関係）
高額障害児入所給付費支給申請書

[略]

[略]

[略]

口座振替依頼書	[略]	[略]
	フリガナ	
	口座名義人	
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します		

[略]

様式第18号（第12条関係）
高額障害児入所給付費支給申請書

[略]

[略]

[略]

口座振替依頼書	[略]	[略]
	フリガナ	
	口座名義人	

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市児童福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第81号

さいたま市農村広場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市農村広場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定によりさいたま市農村広場（以下「農村広場」という。）の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>次に掲げる申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農村広場の農業者総合研修施設（以下「研修施設」という。）の利用の許可を受けようとする場合 <u>施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）</u> (2) 前号の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 <u>施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）</u> (3) 農村広場の運動広場（以下「運動広場」という。）の利用の許可及び当該許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 <u>施設予約システム規則に定める利用（変更）許可申請書</u> <p><u>2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の属する月の3月前（申請者が市外居住者（市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体をい</u></p>	<p style="text-align: center;">(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定によりさいたま市農村広場（以下「農村広場」という。）の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>農村広場を利用しようとする日の3月前から3日前までの間に、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農村広場の農業者総合研修施設（以下「研修施設」という。）の利用の許可を受けようとする場合 <u>農村広場研修施設利用許可申請書（様式第1号）</u> (2) 前号の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 <u>農村広場研修施設利用変更許可申請書（様式第2号）</u> (3) 農村広場の運動広場（以下「運動広場」という。）の利用の許可を受けようとする場合 <u>農村広場運動広場利用許可申請書（様式第3号）</u> (4) 前号の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 <u>農村広場運動広場利用変更許可申請書（様式第4号）</u>

う。)である場合は2月前)の月に属する日で市長が定める日から利用日の前日までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 条例第7条第1項の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に掲げる許可書を交付して行うものとする。

- (1) 研修施設の利用の許可をした場合 施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書(一般)
- (2) 前号の許可に係る事項の変更の許可をした場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書(一般)
- (3) 運動広場の利用の許可及び当該許可に係る事項の変更の許可をした場合 施設予約システム規則に定める利用(変更)許可書

(利用料金の減免の基準等)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第14条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、農村広場研修施設利用料金減免申請書(別記様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(臨時の農村広場の管理に関する準用)

第16条 第6条、第8条及び第9条の規定は、条例第19条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第6条本文中「指定管理者(条例第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「農村広場研修施設利用料金減免申請書(別記様式)」とあるのは「市長が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2号中「指

(利用の許可)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により農村広場の利用を許可したときは、当該申請者に対し、次に掲げる許可書を交付するものとする。

- (1) 研修施設の利用の許可をした場合 農村広場研修施設利用許可書兼領収書(様式第5号)
- (2) 前号の許可に係る事項の変更の許可をした場合 農村広場研修施設利用変更許可書兼領収書(様式第6号)
- (3) 運動広場の利用の許可をした場合 農村広場運動広場利用許可書(様式第7号)
- (4) 前号の許可に係る事項の変更の許可をした場合 農村広場運動広場利用変更許可書(様式第8号)

(利用料金の減免の基準等)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第14条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、農村広場研修施設利用料金減免申請書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

(臨時の農村広場の管理に関する準用)

第16条 第6条、第8条及び第9条の規定は、条例第19条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第6条本文中「指定管理者(条例第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「農村広場研修施設利用料金減免申請書(様式第9号)」とあるのは「市長が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2号中「指

指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

様式第1号から様式第8号までを削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記様式（第8条関係） 年 月 日 (宛先) 農村広場研修施設利用料金減免申請書 [略] 1 会議室名 <u>多目的ホール・会議室①・ 会議室②・会議室③・和室・生活改善室</u> 2・3 [略]	様式第9号（第8条関係） 農村広場研修施設利用料金減免申請書 年 月 日 (宛先) [略] 1 会議室名 <u>多目的ホール・会議室・和 室・生活改善室</u> 2・3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市農村広場条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

さいたま市規則第82号

さいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により緑のふるさとセンター（以下「センター」という。）の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>次に掲げる申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>センターの利用の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）</u></p> <p>(2) <u>前号の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）</u></p> <p><u>2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の属する月の3月前（申請者が市外居住者（市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体をいう。）である場合は2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の前日までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用の許可)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により緑のふるさとセンター（以下「センター」という。）の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>センター利用（変更）許可申請書（様式第1号）を利用しようとする日の3月前から3日前までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(利用の許可)</p> <p>第3条 市長は、条例第7条第1項の規定によりセンターの利用の許可又は許可に係る事項の変更の</p>

許可書を交付して行うものとする。

(1) センターの利用の許可をした場合 施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書（一般）

(2) 前号の許可に係る事項の変更の許可をした場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書（一般）

(許可書の提示)

第5条 利用者は、センターの利用開始の際に第3条に規定する許可書を受付に提示し、市長の指示に従わなければならない。

(利用料金の減免の基準等)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第14条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、緑のふるさとセンター利用料金減免申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(臨時の農林公苑の管理に関する準用)

第16条 第6条、第8条及び第9条の規定は、条例第19条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合において準用する。この場合において、第6条本文中「指定管理者（条例第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「緑のふるさとセンター利用料金減免申請書（別記様式）」とあるのは「市長が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

許可をしたときは、センター利用（変更）許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(許可書の提示)

第5条 利用者は、センターの利用開始の際に許可書を受付に提示し、市長の指示に従わなければならない。

(利用料金の減免の基準等)

第8条 [略]

2 [略]

(臨時の農林公苑の管理に関する準用)

第16条 第6条、第8条及び第9条の規定は、条例第19条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合において準用する。この場合において、第6条本文中「指定管理者（条例第18条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、指定管理者がその都度定める割合」とあるのは「その都度定める割合」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

様式第1号を別記様式とし、別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)

緑のふるさとセンター利用料金減免申請書

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名
連絡先電話番号

次のとおり、緑のふるさとセンターの利用料金の減免を受けたく申請します。

1 利 用 施 設 みそ加工室 ・ 調理室 ・ 実習室 ・ 研修室

2 利 用 日 年 月 日 () 午前・午後・夜間・全日

3 利 用 目 的
及び減免理由

様式第 2 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮花の丘農林公苑条例施行規則第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

さいたま市規則第 8 3 号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（平成 26 年さいたま市規則第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職票の提出)</p> <p>第 5 条 前条第 2 項の規定により退職票の交付を受けた者は、速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、同項の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第 9 条第 5 項又は第 9 条の 4 第 3 項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて当該通知書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(受給期間延長の申出)</p> <p>第 9 条 条例第 1 6 条第 1 項の申出は、<u>受給期間延長等申請書（様式第 6 号）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。以下この条及び第 9 条の 4 において同じ。）を添えてもとの任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 前項の申出は、<u>当該申出に係る者が条例第 1 6 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてや</p>	<p style="text-align: center;">(退職票の提出)</p> <p>第 5 条 前条第 2 項の規定により退職票の交付を受けた者は、速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、同項の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第 9 条第 4 項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて当該通知書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(受給期間延長の申出)</p> <p>第 9 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定による申出は、<u>受給期間延長申請書（様式第 6 号）に受給資格証（受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。第 4 項及び第 5 項において同じ。）を添えてもとの任命権者に提出することによって行うものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する申出は、<u>条例第 1 6 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない</p>

むを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にななければならない。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

5 任命権者は、第1項の申出をした者が条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第7号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨をもとの任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者に提出しなければならない。

8 第1項ただし書の規定は第6項の規定による書類の提出に、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の規定による書類の提出について準用する。

（条例第16条第4項の規則で定める事業）

第9条の2 条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第16条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は

理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にななければならない。

4 任命権者は、第1項に規定する申出をした者が条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書（様式第7号）を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨をもとの任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

(2) 条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

6 第6条第5項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

再就職手当の支給を受けたもの

- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

(条例第16条第4項の規則で定める職員)

第9条の3 条例第16条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第16条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

- (2) その他事業を開始した職員に準じるものとして任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第9条の4 条例第16条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による事業を開始した旨の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第16条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第16条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 任命権者は、特例申出をした者が条例第16条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第16条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第9条第1項ただし書の規定は特例申出及び前項の規定による書類の提出に、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第7項の規定は特例申出、第2項ただし書の場合における特例申出及び前項の規定による書類の提出について準用する。

様式第6号、様式第7号及び様式第10号を次のように改める。

様式第6号（第9条、第9条の4関係）

受給期間延長等申請書

申請者	氏名		受給資格証番号	
	住所又は居所			
退職年月日	年 月 日			
この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由			
上記のアの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
失業者の退職手当支給規則第9条第1項・第9条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 任命権者 申請者氏名				
※処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			

(注意事項)

- 1 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間が4年を超えるときは、最大4年まで認められるものである。
- 2 ※印欄には記載しないこと。

様式第7号（第9条、第9条の4関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
さいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 任命権者			



(注意事項)

- この通知書は、失業者の退職手当を受給するために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を上記任命権者に届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を上記任命権者に届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第10号（第13条関係）

公共職業訓練等受講届

受給資格者に 関する事項	氏名				受給資格証番号				
	住所又は居所								
公共職業訓練等 に関する事項	種類	1 公 共職 業訓 練	2 雇 用 保 険法 第63 条第1 項第3 号の講 習及び 訓練	3 障 害 者 の雇 用の促 進等に 関する 法律第 13条 の適応 訓練	4 高 年 齢 者 等 の雇 用の安 定等 に関 する 法律第 25条 第1項 の計 画に 準拠 した 同項 第3号 の訓 練	5 雇 用保 険法 第6 条第 5号 に規 定す る船 員 の職 業能 力 の開 発及 び向 上に 資す る訓 練又 は講 習と して 厚生 労働 大臣 が定 める もの	6 職 業訓 練 の実 施等 によ る特 定求 職者 の就 職の 支援 に関 する 法律 第4 条第 2項 に規 定す る認 定職 業訓 練		
		職種	期間		昼夜間の別		昼間・夜間		
	受講開始年月日		年 月 日	終了予定年月日		年 月 日			
	この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊟								
	寄宿に関する 事項	寄宿の事実		有・無	寄宿開始年月日		年 月 日		
寄宿前の住所又は居所									
家族 の状 況		氏名	受給資格者 との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
			歳	有・無	同居・別居				
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名									
失業者の退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 (宛先) 任命権者 受給資格者氏名									
※処理欄	基本手当		寄宿手当		証明認定				

(注意事項)

※印欄には記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則第9条の2から第9条の4までの規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第84号

さいたま市市営住宅条例施行規則及びさいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(さいたま市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 さいたま市市営住宅条例施行規則(平成13年さいたま市規則第225号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
様式第1号(第3条関係) (表) 市営住宅入居申込書 [略]		様式第1号(第3条関係) (表) 市営住宅入居申込書 [略]	
(裏) 世帯状況の申告について [略]		(裏) 世帯状況の申告について [略]	
世帯状況区分	該当世帯	世帯状況区分	該当世帯
高齢者 (単身世帯は除く。)	次に掲げるいずれかに該当する方のみと同居する60歳以上の方の世帯 ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約者を含む。)又は <u>パートナーシップ関係の相手方</u> イ 18歳未満の親族等 ウ 60歳以上の親族等 エ 1級~4級の身体障害者手帳等の交付を受けている親族等 オ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている親族等 カ ㉠、A又はBの療育手帳の交付を受けている親族等	次に掲げるいずれかに該当する方のみと同居する60歳以上の方の世帯 ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者、その他婚姻の予約者を含む。) イ 18歳未満の親族 ウ 60歳以上の親族 エ 1級~4級の身体障害者手帳等の交付を受けている親族 オ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている親族 カ ㉠、A又はBの療育手帳の交付を受けている親族	
	配偶者又はパートナーシップ関		配偶者のない者で、現に20歳

<table border="1"> <tr> <td>母子等</td> <td>係の相手方のない者で、現に20歳未満の児童を扶養している世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	母子等	係の相手方のない者で、現に20歳未満の児童を扶養している世帯	[略]		<table border="1"> <tr> <td>母子等</td> <td>未満の児童を扶養している世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	母子等	未満の児童を扶養している世帯	[略]	
母子等	係の相手方のない者で、現に20歳未満の児童を扶養している世帯								
[略]									
母子等	未満の児童を扶養している世帯								
[略]									
<p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(宛先)</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅同居者減員報告書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 同居者が減員したことを証する書類を添付すること。</p>	<p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(あて先)</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅同居者減員報告書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 同居者が減員したことを証する住民票を添付すること。</p>								
<p>様式第18号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅敷金還付精算書</p> <p>さいたま市市営住宅条例第22条第3項の規定により、次のとおり敷金を還付します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>市営住宅敷金還付精算書</p> <p>さいたま市市営住宅条例第22条第2項の規定により、次のとおり敷金を還付します。</p> <p>[略]</p>								
<p>様式第35号（第41条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>携帯心得</p> <p>この証票を携帯する者は、公営住宅法第49条に基づきさいたま市市営住宅条例により関係の物件若しくは書類を実地検査する職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第35号（第41条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>携帯心得</p> <p>この証票を携帯する者は、公営住宅法第48条に基づきさいたま市市営住宅条例により関係の物件若しくは書類を実地検査する職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>[略]</p>								

(さいたま市市民住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 さいたま市市民住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第226号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(家賃の減額)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額（以下「減額後家賃額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次のア又はイのいずれかが40歳未満の者のみの世帯又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯である場合（前号に掲げる場合を除く。）の減額後家賃は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p><u>ア 入居権利者及びその配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</u></p> <p><u>イ 入居権利者及びそのパートナーシップ関係の相手方（双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第11号（第11条関係） [略] 市民住宅入居権利者地位承継承認申請書 [略] 備考 次の書類を添付すること。 (1) [略] (2) 申請者と入居権利者との関係を証する書類</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(家賃の減額)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により家賃の減額を行う場合の当該減額後の家賃の額（以下「減額後家賃額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>入居権利者及びその配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のいずれもが40歳未満の者のみの世帯又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯である場合（前号に掲げる場合を除く。）の減額後家賃は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第11号（第11条関係） [略] 市民住宅入居権利者地位承継承認申請書 [略] 備考 次の書類を添付すること。 (1) [略] (2) 申請者と入居権利者との関係を証する書類 <u>（戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書）</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 85 号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成 13 年さいたま市規則第 145 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1・2 [略] <u>（新型コロナウイルス感染症の発症抑制目的の中 和抗体薬投与の使用料）</u> 3 <u>当分の間、新型コロナウイルス感染症（感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。 ）の発症抑制を目的とするチキサゲビマブ（遺伝 子組換え）製剤及びシルガビマブ（遺伝子組換え ）製剤の投与に係る使用料の額は、第 13 条の規 定にかかわらず、2,820 円に 100 分の 11 0 を乗じて得た額とする。</u>	附 則 1・2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第86号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(証券の条件等)</p> <p>第29条 歳入の納付に使用することができる小切手は、<u>全国の区域を支払地としたものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(収入事務の委託)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入は、さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）第8条に規定する指導料とする。</u></p> <p>6 <u>令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公金等の収納の事務の受託に関し、十分な実績を有すること。</u></p> <p><u>(2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していると認められること。</u></p> <p><u>(3) 収納に関する情報を電子計算機により管理し、その電磁的記録を遅滞なく提供することができること。</u></p> <p><u>(4) 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができること。</u></p> <p><u>(5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。</u></p> <p style="text-align: center;">(繰替払)</p> <p>第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、<u>次の各号に掲げるも</u></p>	<p style="text-align: center;">(証券の条件等)</p> <p>第29条 歳入の納付に使用することができる小切手は、<u>東京手形交換参加地域を支払地としたものでなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(収入事務の委託)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(繰替払)</p> <p>第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、<u>指定納付受託者に納</u></p>

のとし、その支払については、当該各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。

(1) 指定納付受託者に納付させる歳入（法第235条の4第3項の歳入歳出外現金を含む。以下、この項において「歳入等」という。）に係る手数料 当該歳入等の収入金

(2) 指定納付受託者に納付させる歳入等に係る返還金であって、次のいずれにも該当するもの 当該歳入等と同一の歳入予算科目であって同一の納付場所において収納した収入金

ア 出納員等、区出納員等又は収入事務受託者を置く納付場所に設置した電子計算機の誤操作等により、納人の意思に反して地方自治法第231条の2の2第2号の通知をしたこと。

イ 法令、契約等により納付の委託を取り消すことができないこと。

ウ 納人に即時に収入金を返還する必要があること。

2 [略]

3 出納員は、繰替払をしたときは、債権者の領収書その他証拠となる書類を徴するとともに、納入済通知書の繰替払欄に繰替払額を記入して、会計管理者に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に規定する経費について繰替払をしたときは、この限りでない。

4 [略]

5 課所長等は、次に掲げるときは、繰替使用計算書を作成しなければならない。

(1) 第22条第2項の規定により繰替払に係る納付書を会計管理者に送付しようとするとき。

(2) 第1項第2号に規定する経費について繰替払をしたとき。

6 課所長等は、第4項に規定する繰替使用計算書の送付を受けたとき又は前項に規定する繰替使用計算書を作成したときは、振替収支の方法によるときは翌月末までに、資金前渡の方法によるときは直ちに繰替使用額の補填の手続をしなければならない。

(会計管理者の作成する表)

第108条 会計管理者は、毎月末現在による次の諸表のうち必要なものを調製し、翌月までに市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定等)

第112条

付させる歳入の納付手数料とし、その支払については、当該歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。

2 [略]

3 出納員は、繰替払をしたときは、債権者の領収書その他証拠となる書類を徴するとともに、納入済通知書の繰替払欄に繰替払額を記入して、会計管理者に提出しなければならない。

4 [略]

5 前項の規定にかかわらず、第22条第2項の規定により繰替払に係る納付書を会計管理者に送付したときは、課所長等は、繰替使用計算書を作成しなければならない。

6 課所長等は、第4項に規定する繰替使用計算書の送付を受けたとき又は前項に規定する繰替使用計算書を作成したときは、振替収支の方法によるときは月1回、資金前渡の方法によるときは直ちに繰替使用額の補填の手続をしなければならない。

(会計管理者の作成する表)

第108条 会計管理者は、毎月末現在による次の諸表のうち必要なものを調整し、翌月までに市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定等)

第112条 指定代理金融機関又は収納代理金融機

指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定しようとするときは、次に掲げる書類を徴さなければならない。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

2 [略]

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化局文化振興課漫画会館		
保健福祉局保健部健康増進課		
[略]		
[略]		
[略]	[略]	
都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所		
建設局建築部住宅政策課		
[略]		

関は、東京手形交換所に加盟している金融機関のなかから指定するものとする。

2 指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定しようとするときは、次に掲げる書類を徴さなければならない。

- (1) 東京手形交換所の加盟者であることを証明する書類
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

3 [略]

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化局文化振興課漫画会館		
[略]		
[略]		
[略]	[略]	
都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所		
[略]		

附 則

この規則中第84条及び第108条の改正は公布の日から、第29条及び第112条並びに別表第3の改正は令和4年11月4日から、第37条の改正は令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 7 号

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市公金取扱金融機関に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(証券による歳入の収納)</p> <p>第 7 条</p> <p>証券により歳入を収納するときは、納人をして当該証券の裏面又は当該欄に納人の住所及び氏名を記載の上、押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、押印を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(延滞金等)</p> <p>第 1 1 条 出納取扱店等は、第 6 条第 1 項による収納金で納期限を経過したものの取扱いについては、さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）、さいたま市道路占用料徴収条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 5 9 号）、さいたま市介護保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 6 号）、さいたま市市営住宅条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 6 7 号）<u>若しくはさいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 1 3 号）に規定する延滞金又は母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 3 9 年政令第 2 2 4 号）に規定する違約金を加算し、収納しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(収納金等の送付)</p> <p>第 3 5 条 収納取りまとめ店は、収納した公金及び収納取扱店から送付を受けた公金並びにこれらに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、公金収納報告書を添えて、<u>速やかに</u>出納取扱店又は派出所に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(証券の条件等)</p> <p>第 7 条 <u>出納取扱店等は、収納金として小切手を受領するときは、その店舗の属する手形交換所交換参加地域を支払地としたものでなければならない。</u></p> <p>2 証券により歳入を収納するときは、納人をして当該証券の裏面又は当該欄に納人の住所及び氏名を記載の上、押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、押印を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(延滞金)</p> <p>第 1 1 条 出納取扱店等は、第 6 条第 1 項による収納金で納期限を経過したものの取扱いについては、さいたま市市税条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 7 号）、さいたま市道路占用料徴収条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 5 9 号）、さいたま市介護保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 6 号）、さいたま市市営住宅条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 6 7 号）<u>又はさいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 1 3 号）の規定により、延滞金を加算し、</u>収納しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(収納金等の送付)</p> <p>第 3 5 条 収納取りまとめ店は、収納した公金及び収納取扱店から送付を受けた公金並びにこれらに係る納入済通知書を毎日取りまとめ、公金収納報告書を添えて、<u>翌日</u>出納取扱店又は派出所に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。ただし、第11条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 88 号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成 17 年さいたま市規則第 117 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(金融機関の指定等) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 会計規則第 112 条第 1 項の規定は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の指定について準用する。この場合において、「指定代理金融機関又は収納代理金融機関」とあるのは、「出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。 4・5 [略]	(金融機関の指定等) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 会計規則第 112 条第 1 項及び第 2 項の規定は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の指定について準用する。この場合において、「指定代理金融機関又は収納代理金融機関」とあるのは、「出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。 4・5 [略]

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

さいたま市規則第 8 9 号

さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(母子福祉資金の貸付けの申請等)</p> <p>第 2 条 法第 1 3 条第 1 項、法附則第 3 条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 貸付けを受けようとする母子福祉資金の種別に応じた書類</p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 前項第 3 号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 転宅資金 <u>転宅に係る費用が確認できる書類の写し</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(父子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第 2 1 条 法第 3 1 条の 6 の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 貸付けを受けようとする父子福祉資金の種別に応じた書類</p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認</u></p>	<p style="text-align: center;">(母子福祉資金の貸付けの申請等)</p> <p>第 2 条 法第 1 3 条第 1 項、法附則第 3 条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、</u>貸付けを受けようとする母子福祉資金の種別に応じた書類</p> <p>2 前項第 3 号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 転宅資金 <u>住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書の写し</u></p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(父子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第 2 1 条 法第 3 1 条の 6 の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、</u>貸付けを受けようとする父子福祉資金の種別に応じた書類</p>

める書類

2 前項第3号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1)～(9) [略]

(10) 転宅資金 転宅に係る費用が確認できる書類の写し

(11)・(12) [略]

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項若しくは第3項又は法附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者（この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 貸付けを受けようとする寡婦福祉資金の種別に応じた書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1)～(9) [略]

(10) 転宅資金 転宅に係る費用が確認できる書類の写し

(11)・(12) [略]

2 前項第3号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1)～(9) [略]

(10) 転宅資金 住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書の写し

(11)・(12) [略]

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項において準用する法第13条第1項若しくは第3項又は法附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者（この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、貸付けを受けようとする寡婦福祉資金の種別に応じた書類

2 前項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1)～(9) [略]

(10) 転宅資金 住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書の写し

(11)・(12) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付けについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第90号

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年さいたま市規則第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市長が必要と認める図書等）</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>（市長が必要と認める図書等）</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第91号

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年さいたま市規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第3条 省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「住宅品質確保法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下この条において「住宅性能表示基準」という。）別表1の断熱等性能等級の等級4以上及び一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</p>	<p>(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第3条 省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「住宅品質確保法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下この条において「住宅性能表示基準」という。）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあっては、住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5）に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評</p>

<p>(6) [略]</p> <p>3 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の<u>等級4以上</u>及び一次エネルギー消費量等級の<u>等級4以上</u>に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書の写し</p> <p>(7) [略]</p>	<p>価書の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の<u>等級4</u>及び一次エネルギー消費量等級の<u>等級4又は等級5</u>（法の施行の際現に存する建築物にあっては、<u>住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5</u>）に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書の写し</p> <p>(7) [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第92号

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成15年さいたま市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（許可の承継）</u> 第5条 <u>条例第2条第1項の規定により許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあったとき又は許可を受けた者について相続若しくは合併があったときは、当該行為の完了又は廃止前に限り、譲受人又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、速やかに風致地区内行為許可承継届（様式第7号）正副2通を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（住所等の異動）</u> 第6条 <u>条例第2条第1項の規定により許可を受けた者又は条例第3条の規定により通知をした者にあつては自己の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）又は氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、条例第2条第3項の規定により協議をした国、県若しくは本市の機関又は条例第2条第3項に掲げる独立行政法人にあつては自己の主たる事務所の所在地、名称又は代表者氏名が、当該許可、協議又は通知に係る行為の完了又は廃止前に異動が生じたときは、速やかに住所（氏名）異動届（様式第8号）正副2通を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（行為の完了等）</u> 第7条 <u>条例第2条第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに風致地区内行為完了（廃止）届（様式第9号）正副2通を市長に提出しなければならない。</u></p>	

<p>(身分証明書)</p> <p><u>第8条</u> 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)とする。</p> <p>様式第10号(第8条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>(身分証明書)</p> <p><u>第5条</u> 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第7号)とする。</p> <p>様式第7号(第5条関係)</p> <p>[略]</p>
---	---

様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第7号（第5条関係）

風致地区内行為許可承継届

年 月 日

（宛て先）さいたま市長

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

風致地区内の行為の許可を受けた者の地位を承継しましたので、さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第5条により、次のとおり届け出ます。

1 承継に係る許可の年月日	年 月 日
2 許可に係る行為の種類	
3 被承継者の氏名	
4 行為地	
5 承継年月日	年 月 日
6 承継の原因	
7 その他	

様式第8号（第6条関係）

住 所 （氏 名） 異 動 届

年 月 日

（宛て先）さいたま市長

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり住所（氏名）に異動が生じたので、さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第6条により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 許可を受けた行為の種類	
3 行為地	
4 新住所（氏名） 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
5 旧住所（氏名） 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
6 その他	

様式第9号（第7条関係）

風致地区内行為完了（廃止）届

年 月 日

（宛て先）さいたま市長

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり行為を完了（廃止）しましたので、さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第7条により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日	年 月 日
2 許可を受けた行為の種類	
3 行為地	
4 行為完了（廃止）年月日	年 月 日
5 理由 ※行為の廃止の場合のみ	
6 その他	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条及び第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可から適用する。
- 3 改正後の規則第6条の規定は、施行日以後の許可、協議及び通知から適用する。

さいたま市規則第93号

さいたま市みどりの条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市みどりの条例施行規則（平成13年さいたま市規則第205号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(緑化に関する協議の適用除外) 第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1) [略] (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第85条第6項</u> に規定する仮設興行場等の建築 (3)～(11) [略]	(緑化に関する協議の適用除外) 第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1) [略] (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号） <u>第85条第5項</u> に規定する仮設興行場等の建築 (3)～(11) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第94号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(年次有給休暇の日数)</p> <p>第15条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>（条例第3条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>をいう。以下同じ。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数</p>	<p style="text-align: center;">(年次有給休暇の日数)</p> <p>第15条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>（条例第3条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員等</u>をいう。以下同じ。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数</p>

の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第17条 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2・3 [略]

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 [略]

の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第17条 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2・3 [略]

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第15条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、改正後の規則第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の規則第15条及び第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
- 4 改正後の規則第16条の規定は、令和4年改正条例附則第11項又は第12項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数について準用する。

さいたま市規則第95号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の年次有給休暇）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、1会計年度において引き続き在職する期間が6月以内の会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの別表第1の左欄に掲げる継続勤務期間（本市のいずれかの職（常時勤務を要する職及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）に任用されていた者が引き続き会計年度任用職員に任用された場合における当該任用された日の属する会計年度の前の会計年度の末日までの継続勤務期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に定める日数</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の年次有給休暇）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。ただし、1会計年度において引き続き在職する期間が6月以内の会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、市長が別に定める。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの別表第1の左欄に掲げる継続勤務期間（本市のいずれかの職（常時勤務を要する職及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）に任用されていた者が引き続き会計年度任用職員に任用された場合における当該任用された日の属する会計年度の前の会計年度の末日までの継続勤務期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に定める日数</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第96号

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の給料等の支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第9条 条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p><u>2 条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）で、条例第4条第3項ただし書に規定する育児短時間勤務職員等であるものについて、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）附則第8項（同条例附則第10項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例附則第32項第1号に規定する算出率を乗じて得た額又は同項第3号及び第4号に規定する算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p style="text-align: center;">（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第9条 条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定（<u>条例附則第34項の規定を除く。</u>）によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>（条例附則第32項の規定により減ずる額の日割計算等）</u></p> <p><u>第10条 月の中途において、減額支給対象職員以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第4条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるそれぞれの期間の条例附則第32項第1号及び第2号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</u></p>

<p>第10条 [略]</p>	<p>2 <u>条例附則第32項各号（第2号を除く。）に掲げる給与の額から同項各号（第2号を除く。）に定める額に相当する額を減じた額並びに前項の条例附則第32項第1号及び第2号に定める額に相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（条例附則第34項の規則で定める時間）</u></p> <p>第11条 <u>条例附則第34項の規則で定める時間は、第9条第3項に規定する時間とする。</u></p> <p>第12条 [略]</p>
-----------------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第97号

さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">（支給する職員の職及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 管理職手当の月額、前項に規定する職の区分に応じ、別表の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあってはその額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p>	<p style="text-align: center;">（支給する職員の職及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 管理職手当の月額、前項に規定する職の区分に応じ、別表の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあってはその額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>にあってはその額に同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">給料表</td> <td style="width: 10%;">職務の級</td> <td style="width: 40%;">職</td> <td style="width: 40%;">手当額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	給料表	職務の級	職	手当額	[略]				<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">給料表</td> <td style="width: 10%;">職務の級</td> <td style="width: 40%;">職</td> <td style="width: 40%;">手当額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	給料表	職務の級	職	手当額	[略]			
給料表	職務の級	職	手当額														
[略]																	
給料表	職務の級	職	手当額														
[略]																	

医療 職 給 料 表 (3)	6	[略]	
	病 院 の 部 長 病 院 の 所 長	[略]	[略]
		副 理 事	100,000円
	[略]		
	[略]		
[略]			

医療 職 給 料 表 (3)	6	[略]	
	病 院 の 部 長 病 院 の 所 長	[略]	[略]
		[略]	
	[略]		
	[略]		
[略]			

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 暫定再任用短時間勤務職員（さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後のさいたま市職員の管理職手当に関する規則第2条第2項の規定を適用する。

さいたま市規則第98号

さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の住居手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第14条第1項第2号の規則で定める職員は、さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）第5条第3項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに<u>準じる</u>ものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第14条第1項第2号の規則で定める職員は、さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）第5条第3項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに<u>準ずる</u>ものとして市長の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第99号

さいたま市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の通勤手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員、<u>育児短時間勤務職員等</u>又は任期付短時間勤務職員の通勤手当の減額)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が<u>生じる</u>ことが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が<u>生じる</u>こととなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>	<p>(<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員の通勤手当の減額)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が<u>生ずる</u>ことが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が<u>生ずる</u>こととなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第100号

さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(7) 第1号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「法</p>	<p style="text-align: center;">(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日</u>におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(7) 第1号の規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）となり、又は再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「法</p>

」という。) 第22条の4第1項の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。)をいう。以下同じ。)をされ、これらに伴い」と、第1号から第5号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第2号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。))となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) [略]

」という。) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をいう。以下同じ。)をされ、これらに伴い」と、第1号から第5号までの規定中「当該異動」とあるのを「当該適用又は再任用」と、第2号から第5号までの規定中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員若しくは第1項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。))となり、又は再任用をされ、これらに伴い」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用等に関する経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、さいたま市職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員(さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。))附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項又は第11項の規定による採用(令和4年改正条例による改正前のさいたま市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職

した日（同条例第4条第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項若しくは令和4年改正条例附則第3項の規定により勤務した後退職した日及び同法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項若しくは第11項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- (2) 令和4年改正条例附則第7項又は第12項の規定による採用（令和4年改正条例による改正後のさいたま市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した日（同条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第13条又は令和4年改正条例附則第7項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

さいたま市規則第101号

さいたま市職員の特務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考
[略]						[略]					
医療業務手当	[略]	指定管理職員の医師及び病院の診療部の部長又は所長の職にある医師		[略]		医療業務手当	[略]	指定管理職員の医師及び病院の部長又は所長の職にある医師		[略]	
		指定管理職員の医師及び病院の診療部の部長又は所長の職にある医師以外の医師						指定管理職員の医師及び病院の部長又は所長の職にある医師以外の医師			
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第102号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員（<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例35号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員（以下「<u>任期付短時間勤務教職員</u>」という。）を含む。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（市長が定める者を除く。）となったもの</p> <p>ア 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「<u>国等</u>」という。）の職員（非常勤である職員にあっては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>その他市長</p>	<p>第3条 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員（<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用職員</u>」という。）<u>で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例35号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員（以下「<u>任期付短時間勤務教職員</u>」という。）を含む。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（市長が定める者を除く。）となったもの</p> <p>ア 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下「<u>国等</u>」という。）の職員（非常勤である職員にあっては、<u>再任用短時間勤務職員</u>その他市長の定め</p>

の定める職員に限る。)

イ [略]

(期末手当に係る在職期間)

第8条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)~(5) [略]

(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(条例第4条の2に規定する算出率をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 [略]

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付短時間勤務教職員を含む。)

(2)~(4) [略]

2 [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、市長が別に定める。

(勤勉手当の成績率)

第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の100(条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員

る職員に限る。)

イ [略]

(期末手当に係る在職期間)

第8条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)~(5) [略]

(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(条例第4条第3項ただし書に規定する算出率をいう。以下同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 [略]

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合(第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤職員(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付短時間勤務教職員を含む。)

(2)~(4) [略]

2 [略]

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、市長が別に定める。

(勤勉手当の成績率)

第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 100分の100(条例第27条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあ

」という。)にあっては、100分の120)
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の45 (特定管理職員にあっては、100分の55)

(端数計算)

第26条 [略]

っては、100分の120)

(2) 再任用職員 100分の45 (特定管理職員にあっては、100分の55)

(端数計算)

第26条 [略]

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例附則第32項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に第7条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額 (条例附則第32項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき同項第1号に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に第7条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)

(2) 条例附則第32項第4号に規定する勤勉手当減額対象額 (同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用等に関する経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員 (さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和4年さいたま市条例第35号。以下「令和4年改正条例」という。)) 附則第25項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。) は、定年前再任用短時間勤務職員 (この規則による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (以下「改正後の規則」という。)) 第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。) とみなして、改正後の規則第3条第2号及び第3号ア、第9条第1項第1号並びに第22条第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員 (令和4年改正条例附則第9項に規定する暫定再任用職員をいう。)) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第24条の規定を適

用する。

さいたま市規則第103号

さいたま市技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技 能 職 給 料 表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	141,600	227,200	261,100
	2	142,700	228,900	263,100
	3	143,800	230,600	265,100
	4	144,900	232,300	267,100
	5	146,000	234,000	269,100
	6	147,300	235,700	271,100
	7	148,500	237,300	273,000
	8	149,800	238,900	274,900
	9	151,000	240,500	276,800
	10	152,600	242,200	278,700
	11	154,200	243,800	280,500
	12	155,800	245,500	282,300
	13	157,400	247,100	284,100
	14	159,100	248,700	286,000
	15	160,800	250,300	287,800
	16	162,500	251,900	289,700
	17	164,100	253,500	291,500
	18	165,800	255,100	293,400
	19	167,500	256,700	295,300
	20	169,200	258,300	297,200
	21	170,800	259,800	299,100
	22	172,600	261,400	301,000
	23	174,300	263,000	302,800
	24	176,000	264,600	304,700
	25	177,700	266,100	306,500
	26	179,400	267,800	308,400
	27	181,100	269,400	310,300
	28	182,800	271,000	312,200
	29	184,400	272,600	314,000
	30	186,200	274,200	315,900
	31	187,900	275,800	317,700
	32	189,700	277,400	319,600
	33	191,400	278,900	321,400
	34	193,200	280,500	323,200
	35	194,900	282,100	325,000
	36	196,700	283,700	326,800
	37	198,400	285,200	328,500
38	200,200	286,800	330,300	

39	201,900	288,400	332,100
40	203,600	290,000	333,900
41	205,300	291,500	335,700
42	207,100	293,000	337,200
43	208,900	294,400	338,700
44	210,700	295,800	340,200
45	212,500	297,200	341,600
46	214,400	298,700	343,100
47	216,200	300,100	344,600
48	218,100	301,500	346,100
49	219,900	302,900	347,600
50	221,700	304,300	348,900
51	223,500	305,600	350,200
52	225,300	307,000	351,500
53	227,100	308,300	352,800
54	229,000	309,600	354,000
55	230,800	310,900	355,100
56	232,700	312,200	356,300
57	234,500	313,500	357,400
58	236,300	314,800	358,400
59	238,100	316,100	359,300
60	239,900	317,400	360,300
61	241,400	318,700	361,100
62	243,100	319,700	362,000
63	244,800	320,600	362,800
64	246,500	321,600	363,600
65	248,100	322,500	364,400
66	249,800	323,400	365,200
67	251,400	324,200	366,100
68	253,100	325,000	367,000
69	254,700	325,800	367,700
70	256,300	326,600	368,500
71	257,800	327,400	369,300
72	259,300	328,200	370,100
73	260,800	328,900	370,800
74	261,900	329,700	371,600
75	262,900	330,400	372,300
76	264,000	331,200	373,100
77	265,000	331,900	373,700
78	265,900	332,700	374,300
79	266,800	333,400	374,900
80	267,700	334,200	375,500
81	268,600	334,900	376,000

	82	269,400	335,500	376,600
	83	270,100	336,000	377,100
	84	270,900	336,500	377,700
	85	271,600	337,000	378,100
	86	272,000	337,500	378,600
	87	272,400	338,000	379,100
	88	272,800	338,500	379,600
	89	273,100	338,900	380,000
	90		339,400	380,500
	91		339,900	381,000
	92		340,400	381,500
	93		340,900	381,800
	94		341,400	382,300
	95		341,800	382,700
	96		342,300	383,100
	97		342,700	383,400
	98		343,200	383,800
	99		343,600	384,100
	100		344,000	384,400
	101		344,400	384,700
再任用職員		207,600	234,800	256,600

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第7条関係)

会計年度任用職員技能職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	141,600	1,000	870
2	142,700	1,008	876
3	143,800	1,016	883
4	144,900	1,023	890
5	146,000	1,031	897
6	147,300	1,040	905
7	148,500	1,049	912
8	149,800	1,058	920
9	151,000	1,066	927
10	152,600	1,078	937
11	154,200	1,089	947
12	155,800	1,100	957
13	157,400	1,112	967
14	159,100	1,124	977
15	160,800	1,136	988
16	162,500	1,148	998
17	164,100	1,159	1,008
18	165,800	1,171	1,018
19	167,500	1,183	1,029
20	169,200	1,195	1,039
21	170,800	1,206	1,049
22	172,600	1,219	1,060
23	174,300	1,231	1,070
24	176,000	1,243	1,081
25	177,700	1,255	1,091
26	179,400	1,267	1,102
27	181,100	1,279	1,112
28	182,800	1,291	1,123
29	184,400	1,302	1,133
30	186,200	1,315	1,144
31	187,900	1,327	1,154
32	189,700	1,340	1,165
33	191,400	1,352	1,176
34	193,200	1,365	1,187
35	194,900	1,377	1,197
36	196,700	1,389	1,208
37	198,400	1,401	1,219
38	200,200	1,414	1,230
39	201,900	1,426	1,240
40	203,600	1,438	1,250
41	205,300	1,450	1,261
42	207,100	1,463	1,272
43	208,900	1,476	1,283
44	210,700	1,488	1,294
45	212,500	1,501	1,305
46	214,400	1,514	1,317
47	216,200	1,527	1,328
48	218,100	1,541	1,340
49	219,900	1,553	1,351
50	221,700	1,566	1,362
51	223,500	1,579	1,373
52	225,300	1,591	1,384
53	227,100	1,604	1,395

54	229,000	1,618	1,407
55	230,800	1,630	1,418
56	232,700	1,644	1,429
57	234,500	1,656	1,440
58	236,300	1,669	1,451
59	238,100	1,682	1,462
60	239,900	1,695	1,474
61	241,400	1,705	1,483
62	243,100	1,717	1,493
63	244,800	1,729	1,504
64	246,500	1,741	1,514
65	248,100	1,753	1,524
66	249,800	1,765	1,534
67	251,400	1,776	1,544
68	253,100	1,788	1,555
69	254,700	1,799	1,564
70	256,300	1,811	1,574
71	257,800	1,821	1,584
72	259,300	1,832	1,593
73	260,800	1,842	1,602
74	261,900	1,850	1,609
75	262,900	1,857	1,615
76	264,000	1,865	1,622
77	265,000	1,872	1,628
78	265,900	1,878	1,633
79	266,800	1,885	1,639
80	267,700	1,891	1,644
81	268,600	1,897	1,650
82	269,400	1,903	1,655
83	270,100	1,908	1,659
84	270,900	1,914	1,664
85	271,600	1,919	1,668
86	272,000	1,921	1,671
87	272,400	1,924	1,673
88	272,800	1,927	1,676
89	273,100	1,929	1,678

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市技能職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前のさいたま市技能職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市規則第104号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を含む。第8項において同じ。）又は条例の適用を受けない市費支弁の会計年度任用職員となった者</p> <p>5～10 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員のうち、次に掲げるものには、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において市費支弁の常勤職員（<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員及びさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員</u>を含む。第8項において同じ。）又は条例の適用を受けない市費支弁の会計年度任用職員となった者</p> <p>5～10 [略]</p>

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

会計年度任用職員行政職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	145,900	1,030	896
2	147,100	1,039	903
3	148,200	1,047	910
4	149,300	1,054	917
5	150,400	1,062	924
6	151,700	1,071	932
7	152,900	1,080	939
8	154,200	1,089	947
9	155,400	1,098	954
10	157,100	1,110	965
11	158,800	1,122	975
12	160,500	1,134	986
13	162,200	1,146	996
14	164,000	1,158	1,007
15	165,700	1,170	1,018
16	167,400	1,182	1,028
17	169,100	1,194	1,039
18	170,900	1,207	1,050
19	172,600	1,219	1,060
20	174,300	1,231	1,070
21	176,000	1,243	1,081
22	177,800	1,256	1,092
23	179,500	1,268	1,102
24	181,200	1,280	1,113
25	182,900	1,292	1,123
26	184,700	1,305	1,134
27	186,500	1,317	1,145
28	188,300	1,330	1,156
29	190,000	1,342	1,167
30	191,800	1,355	1,178
31	193,600	1,367	1,189
32	195,400	1,380	1,200
33	197,200	1,393	1,211
34	199,000	1,406	1,222
35	200,800	1,418	1,233
36	202,600	1,431	1,244
37	204,400	1,444	1,255
38	206,200	1,457	1,266
39	208,000	1,469	1,278
40	209,800	1,482	1,289
41	211,600	1,495	1,300
42	213,500	1,508	1,311
43	215,300	1,521	1,322
44	217,200	1,534	1,334
45	219,000	1,547	1,345
46	220,900	1,560	1,357
47	222,800	1,574	1,368
48	224,700	1,587	1,380
49	226,500	1,600	1,391
50	228,400	1,613	1,403
51	230,300	1,627	1,415
52	232,200	1,640	1,426
53	234,100	1,654	1,438

54	236,000	1,667	1,450
55	237,900	1,681	1,461
56	239,800	1,694	1,473
57	241,600	1,707	1,484
58	243,500	1,720	1,496
59	245,300	1,733	1,507
60	247,100	1,746	1,518
61	248,600	1,756	1,527
62	250,400	1,769	1,538
63	252,200	1,782	1,549
64	254,000	1,794	1,560
65	255,700	1,806	1,571
66	257,400	1,818	1,581
67	259,100	1,830	1,592
68	260,800	1,842	1,602
69	262,400	1,854	1,612
70	263,800	1,864	1,620
71	265,200	1,873	1,629
72	266,600	1,883	1,638
73	268,000	1,893	1,646
74	269,200	1,902	1,654
75	270,300	1,909	1,660
76	271,500	1,918	1,668
77	272,600	1,926	1,674
78	273,600	1,933	1,681
79	274,500	1,939	1,686
80	275,400	1,945	1,692
81	276,300	1,952	1,697
82	277,100	1,958	1,702
83	277,800	1,962	1,706
84	278,500	1,967	1,711
85	279,200	1,972	1,715
86	279,700	1,976	1,718
87	280,100	1,979	1,721
88	280,500	1,982	1,723
89	280,900	1,984	1,725

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第2（第2条関係）

会計年度任用職員医療職給料表

ア 会計年度任用職員医療職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	253,600	1,807	1,558
2	256,100	1,825	1,573
3	258,600	1,843	1,588
4	261,100	1,860	1,604
5	263,300	1,876	1,617
6	267,100	1,903	1,641
7	270,900	1,930	1,664
8	274,700	1,957	1,687
9	278,300	1,983	1,709
10	282,300	2,012	1,734
11	286,300	2,040	1,759
12	290,300	2,069	1,783
13	294,000	2,095	1,806
14	298,000	2,123	1,831
15	301,900	2,151	1,854
16	305,700	2,178	1,878
17	309,300	2,204	1,900
18	312,800	2,229	1,921
19	316,300	2,254	1,943
20	319,800	2,279	1,964
21	323,400	2,305	1,987
22	327,100	2,331	2,009
23	330,500	2,355	2,030
24	333,800	2,379	2,050
25	337,300	2,404	2,072
26	339,800	2,421	2,087
27	342,400	2,440	2,103
28	344,700	2,456	2,117
29	347,100	2,473	2,132
30	348,900	2,486	2,143
31	350,700	2,499	2,154
32	352,700	2,513	2,167
33	354,900	2,529	2,180
34	357,200	2,545	2,194
35	359,300	2,560	2,207
36	361,600	2,577	2,221
37	363,700	2,592	2,234
38	366,100	2,609	2,249
39	368,300	2,625	2,262
40	370,300	2,639	2,275
41	372,500	2,654	2,288
42	373,500	2,662	2,294
43	374,300	2,667	2,299
44	375,000	2,672	2,304
45	376,200	2,681	2,311
46	377,600	2,691	2,320
47	379,100	2,702	2,329
48	380,600	2,712	2,338
49	381,700	2,720	2,345
50	382,700	2,727	2,351
51	383,700	2,734	2,357
52	384,500	2,740	2,362

53	385,400	2,746	2,368
54	386,300	2,753	2,373
55	387,000	2,758	2,377
56	387,900	2,764	2,383
57	388,600	2,769	2,387
58	389,500	2,776	2,393
59	390,300	2,781	2,398
60	391,100	2,787	2,403
61	391,600	2,791	2,406
62	392,100	2,794	2,409
63	392,500	2,797	2,411
64	393,000	2,801	2,414
65	393,300	2,803	2,416

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

イ 会計年度任用職員医療職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	158,400	1,119	973
2	160,000	1,130	983
3	161,600	1,141	992
4	163,200	1,153	1,002
5	164,800	1,164	1,012
6	166,400	1,175	1,022
7	167,900	1,186	1,031
8	169,500	1,197	1,041
9	171,000	1,208	1,050
10	172,500	1,218	1,059
11	174,000	1,229	1,069
12	175,500	1,240	1,078
13	177,000	1,250	1,087
14	178,500	1,261	1,096
15	180,000	1,271	1,105
16	181,500	1,282	1,115
17	183,000	1,293	1,124
18	184,600	1,304	1,134
19	186,100	1,314	1,143
20	187,600	1,325	1,152
21	189,100	1,336	1,161
22	190,700	1,347	1,171
23	192,200	1,358	1,180
24	193,800	1,369	1,190
25	195,300	1,380	1,200
26	196,900	1,391	1,209
27	198,400	1,401	1,219
28	200,000	1,413	1,228
29	201,500	1,423	1,238
30	203,100	1,435	1,247
31	204,700	1,446	1,257
32	206,300	1,457	1,267
33	207,800	1,468	1,276
34	209,400	1,479	1,286
35	211,000	1,490	1,296
36	212,600	1,502	1,306
37	214,200	1,513	1,316
38	215,800	1,524	1,325
39	217,400	1,536	1,335
40	219,000	1,547	1,345
41	220,600	1,558	1,355
42	222,300	1,570	1,365
43	223,900	1,582	1,375
44	225,600	1,594	1,386
45	227,200	1,605	1,396
46	229,000	1,618	1,407
47	230,700	1,630	1,417
48	232,500	1,642	1,428
49	234,200	1,654	1,439
50	235,900	1,666	1,449
51	237,600	1,678	1,459
52	239,300	1,690	1,470
53	241,000	1,702	1,480
54	242,600	1,714	1,490

55	244,200	1,725	1,500
56	245,800	1,736	1,510
57	247,400	1,748	1,520
58	249,000	1,759	1,529
59	250,500	1,770	1,539
60	252,000	1,780	1,548
61	253,200	1,789	1,555
62	254,600	1,799	1,564
63	256,000	1,808	1,572
64	257,400	1,818	1,581
65	258,700	1,827	1,589
66	260,000	1,837	1,597
67	261,300	1,846	1,605
68	262,600	1,855	1,613
69	263,800	1,864	1,620
70	265,100	1,873	1,628
71	266,400	1,882	1,636
72	267,700	1,891	1,644
73	268,900	1,900	1,652
74	270,200	1,909	1,660
75	271,400	1,917	1,667
76	272,700	1,926	1,675
77	273,900	1,935	1,682
78	275,200	1,944	1,690
79	276,500	1,953	1,698
80	277,800	1,962	1,706
81	279,000	1,971	1,714
82	280,100	1,979	1,721
83	281,200	1,986	1,727
84	282,300	1,994	1,734
85	283,300	2,001	1,740
86	284,400	2,009	1,747
87	285,500	2,017	1,754
88	286,600	2,025	1,760
89	287,600	2,032	1,767
90	288,400	2,037	1,772
91	289,100	2,042	1,776
92	289,900	2,048	1,781
93	290,600	2,053	1,785
94	291,300	2,058	1,789
95	291,900	2,062	1,793
96	292,500	2,066	1,797
97	293,100	2,071	1,800

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

ウ 会計年度任用職員医療職給料表(3)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	170,400	1,204	1,047
2	172,000	1,215	1,056
3	173,500	1,225	1,066
4	175,100	1,237	1,075
5	176,600	1,247	1,085
6	178,200	1,259	1,094
7	179,800	1,270	1,104
8	181,400	1,281	1,114
9	182,900	1,292	1,123
10	184,500	1,303	1,133
11	186,100	1,314	1,143
12	187,700	1,326	1,153
13	189,300	1,337	1,163
14	190,900	1,348	1,172
15	192,500	1,360	1,182
16	194,100	1,371	1,192
17	195,600	1,382	1,201
18	197,200	1,393	1,211
19	198,800	1,404	1,221
20	200,400	1,416	1,231
21	201,900	1,426	1,240
22	203,600	1,438	1,250
23	205,200	1,449	1,260
24	206,800	1,461	1,270
25	208,400	1,472	1,280
26	210,000	1,483	1,290
27	211,500	1,494	1,299
28	213,000	1,505	1,308
29	214,500	1,515	1,317
30	216,100	1,526	1,327
31	217,600	1,537	1,337
32	219,200	1,548	1,346
33	220,700	1,559	1,356
34	222,300	1,570	1,365
35	223,900	1,582	1,375
36	225,500	1,593	1,385
37	227,000	1,603	1,394
38	228,600	1,615	1,404
39	230,100	1,625	1,413
40	231,600	1,636	1,423
41	233,100	1,647	1,432
42	234,600	1,657	1,441
43	236,100	1,668	1,450
44	237,700	1,679	1,460
45	239,000	1,688	1,468
46	240,500	1,699	1,477
47	241,900	1,709	1,486
48	243,300	1,719	1,494
49	244,700	1,729	1,503
50	246,100	1,738	1,512
51	247,500	1,748	1,520
52	248,900	1,758	1,529
53	250,300	1,768	1,537
54	251,800	1,779	1,547

55	253,200	1,789	1,555
56	254,600	1,799	1,564
57	256,000	1,808	1,572
58	257,300	1,818	1,580
59	258,600	1,827	1,588
60	259,900	1,836	1,596
61	261,200	1,845	1,604
62	262,500	1,854	1,612
63	263,700	1,863	1,620
64	265,000	1,872	1,628
65	266,200	1,880	1,635
66	267,500	1,890	1,643
67	268,800	1,899	1,651
68	270,100	1,908	1,659
69	271,400	1,917	1,667
70	272,700	1,926	1,675
71	274,000	1,936	1,683
72	275,300	1,945	1,691
73	276,500	1,953	1,698
74	277,700	1,962	1,706
75	278,900	1,970	1,713
76	280,100	1,979	1,721
77	281,200	1,986	1,727
78	282,300	1,994	1,734
79	283,400	2,002	1,741
80	284,500	2,010	1,748
81	285,500	2,017	1,754
82	286,100	2,021	1,757
83	286,600	2,025	1,760
84	287,200	2,029	1,764
85	287,700	2,032	1,767

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第3 (第2条関係)

会計年度任用職員消防職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	160,400	1,133	985
2	161,600	1,141	992
3	162,700	1,149	999
4	163,800	1,157	1,006
5	164,900	1,165	1,013
6	166,200	1,174	1,021
7	167,400	1,182	1,028
8	168,700	1,192	1,036
9	169,900	1,200	1,043
10	171,600	1,212	1,054
11	173,300	1,224	1,064
12	175,000	1,236	1,075
13	176,700	1,248	1,085
14	178,400	1,260	1,096
15	180,100	1,272	1,106
16	181,800	1,284	1,117
17	183,500	1,296	1,127
18	185,200	1,308	1,137
19	186,900	1,320	1,148
20	188,600	1,332	1,158
21	190,300	1,344	1,169
22	192,100	1,357	1,180
23	193,800	1,369	1,190
24	195,600	1,382	1,201
25	197,300	1,394	1,212
26	199,100	1,406	1,223
27	200,800	1,418	1,233
28	202,500	1,430	1,244
29	204,200	1,442	1,254
30	206,000	1,455	1,265
31	207,700	1,467	1,276
32	209,500	1,480	1,287
33	211,200	1,492	1,297
34	213,000	1,505	1,308
35	214,700	1,517	1,319
36	216,500	1,529	1,330
37	218,200	1,541	1,340
38	219,900	1,553	1,351
39	221,600	1,565	1,361
40	223,300	1,577	1,372
41	225,000	1,589	1,382
42	226,700	1,601	1,392
43	228,400	1,613	1,403
44	230,100	1,625	1,413
45	231,800	1,637	1,424
46	233,500	1,649	1,434
47	235,200	1,661	1,445
48	236,900	1,673	1,455
49	238,600	1,685	1,466
50	240,300	1,697	1,476
51	242,000	1,709	1,486
52	243,700	1,721	1,497
53	245,400	1,734	1,507

54	247,100	1,746	1,518
55	248,800	1,758	1,528
56	250,500	1,770	1,539
57	252,100	1,781	1,549
58	253,800	1,793	1,559
59	255,400	1,804	1,569
60	257,100	1,816	1,579
61	258,700	1,827	1,589
62	260,400	1,840	1,600
63	262,000	1,851	1,609
64	263,700	1,863	1,620
65	265,300	1,874	1,630
66	266,900	1,885	1,639
67	268,500	1,897	1,649
68	270,100	1,908	1,659
69	271,600	1,919	1,668
70	273,200	1,930	1,678
71	274,800	1,941	1,688
72	276,400	1,953	1,698
73	277,900	1,963	1,707
74	279,200	1,972	1,715
75	280,500	1,982	1,723
76	281,800	1,991	1,731
77	283,100	2,000	1,739
78	284,100	2,007	1,745
79	285,000	2,013	1,751
80	285,900	2,020	1,756
81	286,800	2,026	1,762
82	287,600	2,032	1,767
83	288,400	2,037	1,772
84	289,200	2,043	1,776
85	289,900	2,048	1,781
86	290,500	2,052	1,784
87	291,100	2,056	1,788
88	291,700	2,061	1,792
89	292,200	2,064	1,795

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第4（第2条関係）

会計年度任用職員教育職給料表

ア 会計年度任用職員教育職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	207,400	1,465	1,274
2	209,100	1,477	1,284
3	210,700	1,488	1,294
4	212,400	1,500	1,305
5	214,200	1,513	1,316
6	215,800	1,524	1,325
7	217,500	1,536	1,336
8	219,100	1,548	1,346
9	220,900	1,560	1,357
10	222,800	1,574	1,368
11	224,700	1,587	1,380
12	226,600	1,601	1,392
13	228,100	1,611	1,401
14	230,100	1,625	1,413
15	232,100	1,640	1,426
16	234,100	1,654	1,438
17	235,900	1,666	1,449
18	238,600	1,685	1,466
19	241,300	1,705	1,482
20	244,000	1,724	1,499
21	246,600	1,742	1,515
22	249,400	1,762	1,532
23	252,000	1,780	1,548
24	254,700	1,799	1,564
25	257,000	1,815	1,579
26	259,400	1,832	1,593
27	261,900	1,850	1,609
28	264,100	1,866	1,622
29	266,600	1,883	1,638
30	268,900	1,900	1,652
31	271,100	1,915	1,665
32	273,200	1,930	1,678
33	275,300	1,945	1,691
34	277,500	1,960	1,705
35	279,600	1,975	1,717
36	281,500	1,989	1,729
37	283,800	2,005	1,743
38	285,500	2,017	1,754
39	287,400	2,030	1,765
40	289,200	2,043	1,776
41	290,600	2,053	1,785
42	292,700	2,068	1,798
43	294,700	2,082	1,810
44	296,900	2,097	1,824
45	298,900	2,112	1,836
46	301,300	2,129	1,851
47	303,500	2,144	1,864
48	306,100	2,162	1,880
49	308,300	2,178	1,894
50	310,700	2,195	1,909
51	313,000	2,211	1,923
52	315,200	2,227	1,936

53	317,300	2,242	1,949
54	319,100	2,254	1,960
55	320,700	2,266	1,970
56	322,300	2,277	1,980
57	324,200	2,290	1,992
58	326,300	2,305	2,004
59	328,400	2,320	2,017
60	330,400	2,334	2,030
61	332,500	2,349	2,043
62	334,600	2,364	2,055
63	336,800	2,379	2,069
64	339,000	2,395	2,082
65	340,700	2,407	2,093
66	342,900	2,422	2,106
67	344,900	2,437	2,119
68	347,100	2,452	2,132
69	348,900	2,465	2,143
70	350,800	2,478	2,155
71	352,800	2,492	2,167
72	354,800	2,507	2,180
73	356,400	2,518	2,189
74	358,300	2,531	2,201
75	360,100	2,544	2,212
76	362,000	2,557	2,224
77	363,800	2,570	2,235
78	365,500	2,582	2,245
79	367,200	2,594	2,256
80	368,800	2,605	2,266
81	370,300	2,616	2,275
82	371,800	2,627	2,284
83	373,300	2,637	2,293
84	374,700	2,647	2,302
85	375,800	2,655	2,309
86	377,200	2,665	2,317
87	378,600	2,675	2,326
88	379,900	2,684	2,334
89	381,200	2,693	2,342
90	382,500	2,702	2,350
91	383,700	2,711	2,357
92	385,000	2,720	2,365
93	386,300	2,729	2,373
94	387,400	2,737	2,380
95	388,700	2,746	2,388
96	389,900	2,755	2,395
97	391,300	2,764	2,404
98	392,300	2,772	2,410
99	393,400	2,779	2,417
100	394,400	2,786	2,423
101	395,300	2,793	2,428
102	396,300	2,800	2,435
103	397,400	2,808	2,441
104	398,500	2,815	2,448
105	399,200	2,820	2,452
106	400,100	2,827	2,458
107	401,000	2,833	2,463
108	401,900	2,839	2,469
109	402,700	2,845	2,474
110	403,600	2,851	2,479
111	404,400	2,857	2,484

112	405,200	2,863	2,489
113	405,800	2,867	2,493
114	406,500	2,872	2,497
115	407,200	2,877	2,501
116	407,900	2,882	2,506
117	408,500	2,886	2,509
118	409,000	2,890	2,513
119	409,400	2,892	2,515
120	409,800	2,895	2,517
121	410,200	2,898	2,520
122	410,500	2,900	2,522
123	410,800	2,902	2,524
124	411,000	2,904	2,525
125	411,200	2,905	2,526
126	411,500	2,907	2,528
127	411,800	2,909	2,530
128	412,000	2,911	2,531
129	412,200	2,912	2,532
130	412,500	2,914	2,534
131	412,800	2,916	2,536
132	413,000	2,918	2,537
133	413,200	2,919	2,538
134	413,500	2,921	2,540
135	413,800	2,923	2,542
136	414,000	2,925	2,543
137	414,200	2,926	2,545
138	414,500	2,928	2,546
139	414,800	2,930	2,548
140	415,000	2,932	2,549
141	415,200	2,933	2,551
142	415,500	2,935	2,552
143	415,800	2,938	2,554
144	416,000	2,939	2,556
145	416,200	2,940	2,557
146	416,500	2,943	2,559
147	416,800	2,945	2,560
148	417,000	2,946	2,562
149	417,200	2,947	2,563

備考

- 1 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。
- 2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、地域手当支給地域外に在勤する場合の報酬時間額を適用する。

イ 会計年度任用職員教育職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	180,200	1,273	1,107
2	182,300	1,288	1,120
3	184,400	1,302	1,133
4	186,600	1,318	1,146
5	188,600	1,332	1,158
6	190,600	1,346	1,171
7	192,700	1,361	1,184
8	194,800	1,376	1,196
9	197,000	1,392	1,210
10	199,600	1,410	1,226
11	202,200	1,428	1,242
12	204,800	1,447	1,258
13	207,400	1,465	1,274
14	209,100	1,477	1,284
15	210,700	1,488	1,294
16	212,400	1,500	1,305
17	214,200	1,513	1,316
18	215,800	1,524	1,325
19	217,500	1,536	1,336
20	219,100	1,548	1,346
21	220,900	1,560	1,357
22	222,800	1,574	1,368
23	224,700	1,587	1,380
24	226,600	1,601	1,392
25	228,100	1,611	1,401
26	230,100	1,625	1,413
27	232,100	1,640	1,426
28	234,100	1,654	1,438
29	235,900	1,666	1,449
30	238,600	1,685	1,466
31	241,300	1,705	1,482
32	244,000	1,724	1,499
33	246,600	1,742	1,515
34	249,400	1,762	1,532
35	252,000	1,780	1,548
36	254,700	1,799	1,564
37	257,000	1,815	1,579
38	259,400	1,832	1,593
39	261,900	1,850	1,609
40	264,100	1,866	1,622
41	266,600	1,883	1,638
42	268,900	1,900	1,652
43	271,100	1,915	1,665
44	273,200	1,930	1,678
45	275,300	1,945	1,691
46	277,500	1,960	1,705
47	279,600	1,975	1,717
48	281,500	1,989	1,729
49	283,800	2,005	1,743
50	285,500	2,017	1,754
51	287,400	2,030	1,765
52	289,200	2,043	1,776
53	290,600	2,053	1,785
54	292,700	2,068	1,798

55	294,700	2,082	1,810
56	296,900	2,097	1,824
57	298,900	2,112	1,836
58	301,300	2,129	1,851
59	303,500	2,144	1,864
60	306,100	2,162	1,880
61	308,300	2,178	1,894
62	310,700	2,195	1,909
63	313,000	2,211	1,923
64	315,200	2,227	1,936
65	317,300	2,242	1,949
66	319,100	2,254	1,960
67	320,700	2,266	1,970
68	322,300	2,277	1,980
69	324,200	2,290	1,992
70	326,300	2,305	2,004
71	328,400	2,320	2,017
72	330,400	2,334	2,030
73	332,500	2,349	2,043
74	334,600	2,364	2,055
75	336,800	2,379	2,069
76	339,000	2,395	2,082
77	340,700	2,407	2,093
78	342,600	2,420	2,105
79	344,300	2,432	2,115
80	346,100	2,445	2,126
81	347,900	2,458	2,137
82	349,700	2,470	2,148
83	351,100	2,480	2,157
84	352,900	2,493	2,168
85	354,100	2,502	2,175
86	355,700	2,513	2,185
87	357,200	2,523	2,194
88	358,700	2,534	2,203
89	360,000	2,543	2,211
90	361,300	2,552	2,219
91	362,700	2,562	2,228
92	364,100	2,572	2,237
93	365,600	2,583	2,246
94	366,900	2,592	2,254
95	368,200	2,601	2,262
96	369,400	2,610	2,269
97	370,400	2,617	2,275
98	371,400	2,624	2,282
99	372,400	2,631	2,288
100	373,400	2,638	2,294
101	374,300	2,644	2,299
102	375,300	2,651	2,305
103	376,300	2,658	2,312
104	377,300	2,666	2,318
105	378,100	2,671	2,323
106	379,000	2,678	2,328
107	379,900	2,684	2,334
108	380,900	2,691	2,340
109	381,700	2,697	2,345
110	382,700	2,704	2,351
111	383,700	2,711	2,357
112	384,700	2,718	2,363
113	385,300	2,722	2,367

114	386,200	2,728	2,372
115	387,100	2,735	2,378
116	388,000	2,741	2,384
117	388,800	2,747	2,388
118	389,500	2,752	2,393
119	390,300	2,757	2,398
120	391,100	2,763	2,403
121	391,700	2,767	2,406
122	392,500	2,773	2,411
123	393,200	2,778	2,415
124	393,900	2,783	2,420
125	394,500	2,787	2,423
126	395,200	2,792	2,428
127	395,700	2,796	2,431
128	396,300	2,800	2,435
129	397,000	2,805	2,439
130	397,600	2,809	2,443
131	398,100	2,812	2,446
132	398,600	2,816	2,449
133	398,900	2,818	2,450
134	399,200	2,820	2,452
135	399,500	2,822	2,454
136	399,800	2,825	2,456
137	400,100	2,827	2,458
138	400,400	2,829	2,460
139	400,700	2,831	2,462
140	401,000	2,833	2,463
141	401,300	2,835	2,465
142	401,600	2,837	2,467
143	401,900	2,839	2,469
144	402,200	2,841	2,471
145	402,400	2,843	2,472
146	402,700	2,845	2,474
147	403,000	2,847	2,476
148	403,200	2,849	2,477
149	403,400	2,850	2,478
150	403,700	2,852	2,480
151	404,000	2,854	2,482
152	404,200	2,856	2,483
153	404,400	2,857	2,484
154	404,700	2,859	2,486
155	405,000	2,861	2,488
156	405,200	2,863	2,489
157	405,400	2,864	2,490
158	405,700	2,866	2,492
159	406,000	2,868	2,494
160	406,200	2,870	2,495
161	406,400	2,871	2,497

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第5 (第2条関係)

会計年度任用職員学校栄養職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	158,400	1,119	973
2	160,000	1,130	983
3	161,600	1,141	992
4	163,200	1,153	1,002
5	164,800	1,164	1,012
6	166,400	1,175	1,022
7	167,900	1,186	1,031
8	169,500	1,197	1,041
9	171,000	1,208	1,050
10	172,500	1,218	1,059
11	174,000	1,229	1,069
12	175,500	1,240	1,078
13	177,000	1,250	1,087
14	178,500	1,261	1,096
15	180,000	1,271	1,105
16	181,500	1,282	1,115
17	183,000	1,293	1,124
18	184,600	1,304	1,134
19	186,100	1,314	1,143
20	187,600	1,325	1,152
21	189,100	1,336	1,161
22	190,700	1,347	1,171
23	192,200	1,358	1,180
24	193,800	1,369	1,190
25	195,300	1,380	1,200
26	196,900	1,391	1,209
27	198,400	1,401	1,219
28	200,000	1,413	1,228
29	201,500	1,423	1,238
30	203,100	1,435	1,247
31	204,700	1,446	1,257
32	206,300	1,457	1,267
33	207,800	1,468	1,276
34	209,400	1,479	1,286
35	211,000	1,490	1,296
36	212,600	1,502	1,306
37	214,200	1,513	1,316
38	215,800	1,524	1,325
39	217,400	1,536	1,335
40	219,000	1,547	1,345
41	220,600	1,558	1,355
42	222,300	1,570	1,365
43	223,900	1,582	1,375
44	225,600	1,594	1,386
45	227,200	1,605	1,396
46	229,000	1,618	1,407
47	230,700	1,630	1,417
48	232,500	1,642	1,428
49	234,200	1,654	1,439
50	235,900	1,666	1,449
51	237,600	1,678	1,459
52	239,300	1,690	1,470
53	241,000	1,702	1,480

54	242,600	1,714	1,490
55	244,200	1,725	1,500
56	245,800	1,736	1,510
57	247,400	1,748	1,520
58	249,000	1,759	1,529
59	250,500	1,770	1,539
60	252,000	1,780	1,548
61	253,200	1,789	1,555
62	254,600	1,799	1,564
63	256,000	1,808	1,572
64	257,400	1,818	1,581
65	258,700	1,827	1,589
66	260,000	1,837	1,597
67	261,300	1,846	1,605
68	262,600	1,855	1,613
69	263,800	1,864	1,620
70	265,100	1,873	1,628
71	266,400	1,882	1,636
72	267,700	1,891	1,644
73	268,900	1,900	1,652
74	270,200	1,909	1,660
75	271,400	1,917	1,667
76	272,700	1,926	1,675
77	273,900	1,935	1,682
78	275,200	1,944	1,690
79	276,500	1,953	1,698
80	277,800	1,962	1,706
81	279,000	1,971	1,714
82	280,100	1,979	1,721
83	281,200	1,986	1,727
84	282,300	1,994	1,734
85	283,300	2,001	1,740
86	284,400	2,009	1,747
87	285,500	2,017	1,754
88	286,600	2,025	1,760
89	287,600	2,032	1,767
90	288,400	2,037	1,772
91	289,100	2,042	1,776
92	289,900	2,048	1,781
93	290,600	2,053	1,785
94	291,300	2,058	1,789
95	291,900	2,062	1,793
96	292,500	2,066	1,797
97	293,100	2,071	1,800

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第6 (第2条関係)

会計年度任用職員学校事務職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	145,900	1,030	896
2	147,100	1,039	903
3	148,200	1,047	910
4	149,300	1,054	917
5	150,400	1,062	924
6	151,700	1,071	932
7	152,900	1,080	939
8	154,200	1,089	947
9	155,400	1,098	954
10	157,100	1,110	965
11	158,800	1,122	975
12	160,500	1,134	986
13	162,200	1,146	996
14	164,000	1,158	1,007
15	165,700	1,170	1,018
16	167,400	1,182	1,028
17	169,100	1,194	1,039
18	170,900	1,207	1,050
19	172,600	1,219	1,060
20	174,300	1,231	1,070
21	176,000	1,243	1,081
22	177,800	1,256	1,092
23	179,500	1,268	1,102
24	181,200	1,280	1,113
25	182,900	1,292	1,123
26	184,700	1,305	1,134
27	186,500	1,317	1,145
28	188,300	1,330	1,156
29	190,000	1,342	1,167
30	191,800	1,355	1,178
31	193,600	1,367	1,189
32	195,400	1,380	1,200
33	197,200	1,393	1,211
34	199,000	1,406	1,222
35	200,800	1,418	1,233
36	202,600	1,431	1,244
37	204,400	1,444	1,255
38	206,200	1,457	1,266
39	208,000	1,469	1,278
40	209,800	1,482	1,289
41	211,600	1,495	1,300
42	213,500	1,508	1,311
43	215,300	1,521	1,322
44	217,200	1,534	1,334
45	219,000	1,547	1,345
46	220,900	1,560	1,357
47	222,800	1,574	1,368
48	224,700	1,587	1,380
49	226,500	1,600	1,391
50	228,400	1,613	1,403
51	230,300	1,627	1,415
52	232,200	1,640	1,426
53	234,100	1,654	1,438

54	236,000	1,667	1,450
55	237,900	1,681	1,461
56	239,800	1,694	1,473
57	241,600	1,707	1,484
58	243,500	1,720	1,496
59	245,300	1,733	1,507
60	247,100	1,746	1,518
61	248,600	1,756	1,527
62	250,400	1,769	1,538
63	252,200	1,782	1,549
64	254,000	1,794	1,560
65	255,700	1,806	1,571
66	257,400	1,818	1,581
67	259,100	1,830	1,592
68	260,800	1,842	1,602
69	262,400	1,854	1,612
70	263,800	1,864	1,620
71	265,200	1,873	1,629
72	266,600	1,883	1,638
73	268,000	1,893	1,646
74	269,200	1,902	1,654
75	270,300	1,909	1,660
76	271,500	1,918	1,668
77	272,600	1,926	1,674
78	273,600	1,933	1,681
79	274,500	1,939	1,686
80	275,400	1,945	1,692
81	276,300	1,952	1,697
82	277,100	1,958	1,702
83	277,800	1,962	1,706
84	278,500	1,967	1,711
85	279,200	1,972	1,715
86	279,700	1,976	1,718
87	280,100	1,979	1,721
88	280,500	1,982	1,723
89	280,900	1,984	1,725

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

別表第7（第2条関係）

会計年度任用職員特定専門職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	376,000	2,656	2,310
2	422,000	2,981	2,592
3	472,000	3,335	2,900
4	533,000	3,766	3,274
5	608,000	4,296	3,735
6	710,000	5,016	4,362
7	830,000	5,864	5,099

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市規則第105号

さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則及びさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第1条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の110</u> （条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の130</u> ） (2) 再任用職員 <u>100分の50</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の60</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の100</u> （条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の120</u> ） (2) 再任用職員 <u>100分の45</u> （特定管理職員にあっては、 <u>100分の55</u> ）

（さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年さいたま市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第24条の改正を次のように改める。

(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の105</u> （条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の125</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第24条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の110</u> （条例第27条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、 <u>100分の130</u> ）
---	---

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の47.5 (特定管理職員にあつては、100分の57.5)

(2) 再任用職員 100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

さいたま市規則第106号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。